

パーソナルデータ連携基盤基本検討事業
業務委託仕様書

熊本県企画振興部 デジタル戦略局
デジタル戦略推進課

1 業務名

パーソナルデータ連携基盤基本検討事業（以下「本事業」という。）

2 目的

本県では、令和3年度（2021年度）に産学行政が連携して取り組むための羅針盤として「くまもとDXグランドデザイン」を策定し、デジタル化・DXの推進を図っている。

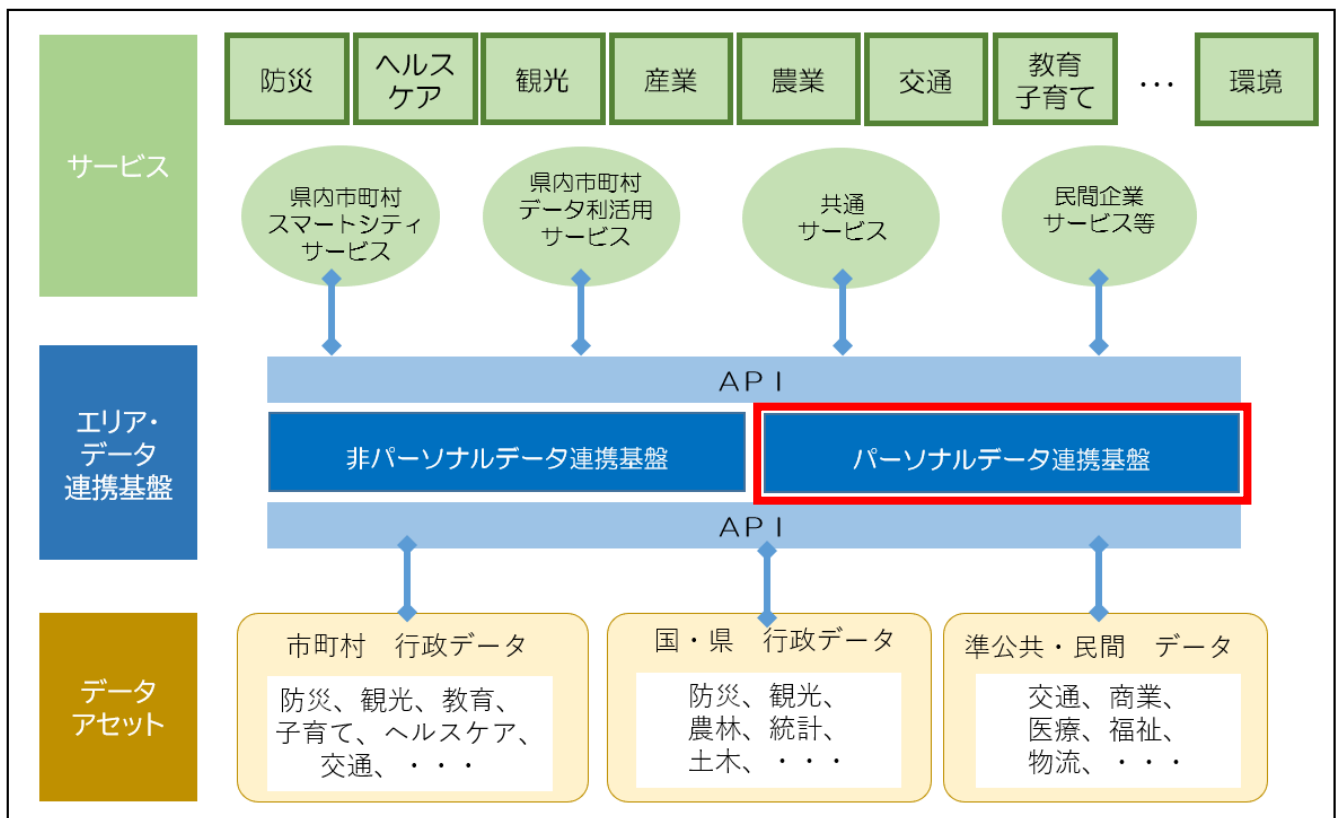
デジタル化・DXにより新たな価値を創造するためには、データの流通及び利活用が不可欠であり、官民のデータを広く流通させることができる、エリア・データ連携基盤の構築が求められている。

エリア・データ連携基盤には、「非パーソナル」及び「パーソナル」の2つの領域があり、それらをセットで整備することがデータ利活用を推進する上でも重要となる。

現在、個人情報を含まない「非パーソナルデータ」を流通させるためのエリア・データ連携基盤（以下「非パーソナルデータ連携基盤」という。）について検討を行っており、令和5年度（2023年度）中に基盤の構築を行うこととしている。

一方、「パーソナルデータ」を流通させるためのエリア・データ連携基盤（以下「パーソナルデータ連携基盤」という。）については、個人情報といった機微なデータを取り扱うことから、法令関係や本人の同意の在り方、セキュリティ対策など様々な論点が存在するため、基盤整備にあたっては、専門的な観点から十分に検討する必要がある。

そのため、本事業において、パーソナルデータ連携基盤の構築に向けた調査、分析等を行い、本県におけるパーソナルデータ連携基盤の機能等を整理する。



(図1：本県におけるエリア・データ連携基盤の構想図) (※赤枠内が検討対象)

3 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

4 業務概要

本県におけるパーソナルデータ連携基盤の構築に向けた次の各種業務

- (1) パーソナルデータ連携基盤の機能検討
- (2) パーソナルデータに関わる法規制などの整理、運用ルール策定支援
- (3) パーソナルデータ連携基盤の機能設計書作成
- (4) 本県関連プロジェクトとの連携及び支援
- (5) その他

5 委託業務内容

業務の内容は次の項目のとおり。

(1) パーソナルデータ連携基盤の機能検討

パーソナルデータ連携基盤の構築、運用に向け、次の①～③に示す事柄を踏まえた上で、本県におけるパーソナルデータ連携基盤の機能要件について検討を行うこと。また、検討にあたっては、基盤の機能要件だけでなく、運用に係る要件も整理すること。

① パーソナルデータ連携基盤の基本機能検討

本検討作業においては、下記の項目を網羅した上で導き出すこと。なお、導き出した基本機能については、複数の案や方法がある場合には、各案及び方法についてメリットデメリットを整理した上で本県にふさわしい方法を選択すること。また、各機能については、機能毎に説明を付した上で、カテゴリごとにグルーピングするとともに、基盤構成図として示すこと。

- ・基盤構成（アーキテクチャ）
- ・パーソナルデータを活用したサービス（県及び市町村が実施する）を実現するために基盤が具備すべき機能
 - ※ データ提供者やデータ利用者、基盤運営者といったステークホルダ毎にパーソナルデータの提供、検索、取得、利用、連携などといったライフサイクルに沿って必要となる事項などを整理した上で、サービスを実施するために必要となる機能
- ・基盤運用に必要な機能
 - ※ データの提供や取得などのデータの入出力に関する機能だけでなく、パーソナルデータ連携基盤のステークホルダのアカウント作成などの基盤運用に必要な機能
- ・本県が構築する非パーソナルデータ連携基盤との連携方法、可能性及びデータ流通に係る基盤の役割分担など

② パーソナルデータ連携基盤の運用検討

本検討作業においては、下記の項目について、県と十分に協議した上で導き出すこと。なお、複数の案や方法がある場合には、各案及び方法についてメリットデメリットを整理した上で本県にふさわしい方法を選択すること。

- ・ 共同利用を想定したシステムの運用保守に関する業務の洗い出し
- ・ 県及び県内市町村との共同利用を想定した運用方法及び体制
- ・ 運用費用負担方法（構築費用及び運用費用）
- ・ ステークホルダ間での、責任及び役割分担など
- ・ パーソナルデータ連携基盤運用にあたるマネタイズ（自走化）

③ 構築費用及び運用に要する費用算出等

- ・ 構築費用には、システムの設計・開発・テストの費用のほか、クラウドサービスなどのシステム利用費（環境費用）も包含試算すること。また、運用費用には、年間当たりの保守費用及びクラウドサービスなどのシステム利用費（環境費用）を算出すること

(2) パーソナルデータに関わる法規制などの整理、運用ルール策定支援

パーソナルデータ連携基盤におけるパーソナルデータの流通に向けて、次の①～③のとおり検討を行い、必要な規約やガイドラインを作成すること。なお、検討にあたっては、法的な専門見から検討を行うようにすること。

① 法規制などの整理、ガバナンスの検討

- ・ パーソナルデータの利用に関わる法的（関連法令、規制、判例など）な制約事項の整理
- ・ パーソナルデータ及びサービスの接続などに係る運用ルールの整理
- ・ パーソナルデータ連携基盤を運用していく上で必要となるルール（規約、規定、ガイドラインなど）の整理

② パーソナルデータの連携に付随する検討

- ・ 個人識別子（ID）によるパーソナルデータの連携方法
- ・ 個人識別子（ID）の管理方法
- ・ パーソナルデータの第三者提供に関する本人同意の取得方法

③ パーソナルデータを取り扱う上でのセキュリティ対策に関する検討

- ・ ハード面、ソフト面における必要なセキュリティ対策の整理

(3) パーソナルデータ連携基盤の機能設計書作成

「(1)」及び「(2)」で検討した事柄を踏まえ、パーソナルデータ連携基盤の機能設計書を県と協議の上作成すること。なお、作成にあたっては、本県において本年度、別事業として実施している「くまもとDX推進データ連携基盤構築事業（非パーソナルエリア・データ連携基盤構築事業）」と整合を取る必要があるため、必要に応じて県を通して情報を取得し、反映すること。

(4) 本県関連プロジェクトとの連携及び支援

くまもとDX推進コンソーシアム及び同コンソーシアムのプロジェクトである、「スマートシティ等連携プロジェクト¹」と連携し、次に掲げる事柄を行うこと。なお、スマートシティ等連携プロジェクトに係る会議は、月に1回程度を想定している。

- ① データ活用やデータ連携についての事例紹介、デジタル技術を用いた県民へのサービス実現に必要となるデータの種類や、データを活用した実装サービス検討に対する助言・提案等をスマートシティ等連携プロジェクトに係る会議にて行うこと。

なお、スマートシティ等連携プロジェクトに係る会議は、開催回により、対面またはWeb会議にて開催しているが、受託者の会議への参加については、Web会議によるリモート参加での対応で可能とする。

- ② 市町村間のデータ連携方法や、市町村におけるパーソナルデータ活用に係る施策の可能性について、技術的知見からの助言及び提案を行い、パーソナルデータの利活用を促進すること。

※スマートシティ等連携プロジェクト参画市町村などからの相談に応じ随時対応

- ③ 「(2) パーソナルデータに関わる法規制などの整理、運用ルール策定支援」の実施においては、適宜「スマートシティ等連携プロジェクトに係る会議」の場で検討案の説明を行い、適宜反映させること。

(5) その他

- ① (1)～(4)に付随する業務

6 業務体制

受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはWeb会議形式にて行うこと。なお、業務全体の進捗管理及び方向性の認識合わせのために、最低月に1回は定例会を行うこと。定例会についても、対面及びWeb会議形式は問わない。定例会については、毎回議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

7 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、県の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- (1) 業務完了報告書

一式

¹ スマートシティ等連携プロジェクトとは、熊本県内でスーパーシティ及びスマートシティなどデジタル技術を活用した施策を検討している県内7自治体（熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、上天草市、天草市、合志市）及び本県で構成する取組みの連携や情報交換等を目的とする会議体である。

- (2) パーソナルデータ連携基盤についての中間調査報告書（9月末提出） 一式
 ※中間調査報告書においては、次の内容を含めること。
 ・ パーソナルデータ連携基盤の構築に係る構築概算費用
 ・ 概算費用を算定した構築に関する基盤構成（アーキテクチャ）及び各種機能の説明資料
- (3) パーソナルデータ連携基盤の検討に係る資料 一式
 ※基盤運用に関しては、運用あたっての各ステークホルダ間の許諾フローなど
 運用に係る一連の流れも示すこと
 ※パーソナルデータ連携基盤の運用にあたり必要となる規約、規定などの案
 についても示すこと
- (4) パーソナルデータ連携基盤の機能設計書 一式
- (5) パーソナルデータ連携基盤の機能設計書に基づいた構築費用見積書 一式
- (6) パーソナルデータ連携基盤の機能設計書に基づいた運用費用見積書 一式
- (7) 本県関連プロジェクトとの連携及び支援で作成した資料 一式
 ※説明資料に係る説明原稿も併せて提出すること
- (8) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等

(留意事項)

※1部のみ紙媒体にて提出し、併せて電子媒体にて提出すること。

※作成資料は、「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、データ形式は、「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。

8 納入場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟新館9階 デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

9 参考資料の貸与・提供

本事業の履行に際し、必要に応じ県は受託者に次の資料を貸与する。

- (1) エリア・データ連携基盤の在り方検討及び構築にあたり作成した資料
- (2) 令和4年度事業「データ連携推進調査委託事業」の関係資料一式
- (3) その他、県が本事業の履行に際し必要と認めるもの

10 その他

- (1) 受託者は、本事業を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行い、県の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (4) 業務の実施により得られた成果物等については、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (5) 本事業及び本事業に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額の範囲内で対応するものとする。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (7) 本事業遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県にその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (8) 県は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、県が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、県と協議して定める。